



## 条例制定の背景

### 【本県水産業の意義等】

- ・最上川に代表される河川を通して日本海へ注ぐ水の循環は、美しい自然と豊かな資源を支え多様な水産物を育んできた。
- ・本県水産業は日本海の豊富な水産物の水揚げ拠点や清流を活かした良好な漁場及び養殖場を有し、県内各地のにぎわいを創出するなど、地域産業の発展と振興に大きく貢献し、県民の健康で豊かな食生活を支えてきた。
- ・漁村及び内水面漁業地域は水産業の健全な発展の基盤であるとともに様々なレクリエーションの場として健康で豊かな生活の実現に寄与してきた。

### 【本県水産業を取り巻く情勢】

- ・「第36回全国豊かな海づくり大会」で豊かな海を育み、環境と生態系の保全に努めていくことを決議した。
- ・一方で、気候変動等による漁場環境の変化、水産資源の減少、漁業の担い手の減少等により漁業とこれを支える地域を取り巻く環境は厳しさが増しており、本県の水産業の振興に向け、将来を見通した方向性を示す必要がある。

### 【目指すべき本県水産業のあり方】

- ・県、市町村、水産業者、県民等が一体となり、水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、漁村及び内水面漁業地域の振興を図る。

## 1 目的(第1条)

- ①水産振興に関する基本理念
- ②県の責務、水産業者及び県民等の役割
- ③県の施策の基本となる事項を定め、水産振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

水産業の健全な発展並びに漁村及び内水面漁業地域の振興を図り、もって豊かな県民生活の実現及び地域経済の活性化に寄与することを目的

## 2 定義(第2条)

- ・水産業：漁業、水産加工業及び水産流通業
- ・内水面漁業地域：内水面における漁業を内容とする団体漁業権（漁業法第60条第7項に規定する団体漁業権をいう。）に係る漁場の属する地域

## 3 基本理念(第3条)

- ①将来にわたって、水産物を持続的かつ安定的に供給するため、水産資源の保存及び管理並びに水産動植物の増殖及び養殖を推進すること
- ②効率的かつ安定的な漁業経営を確立するため、漁業の担い手の育成及び確保を図るとともに、県産水産物の付加価値を高めること
- ③県産水産物の消費を拡大するため、県内外に良質で安全な県産水産物を流通させるための体制の強化及び県産水産物の評価の向上に取り組むこと
- ④漁村及び内水面漁業地域が水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たすことができるよう、これらの地域の振興を図ること

## 4 責務・役割(第4条～第6条)

### 【県の責務】

- ・水産振興に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に推進
- ・市町村、水産業者、県民その他関係機関との連携及び必要な支援

### 【水産業者の役割】

- ・県が実施する施策に協力するとともに、安定的な漁業生産の維持増大に努める（漁業者）
- ・県が実施する施策に協力するとともに、消費者に信頼される良質で安全な水産物の製造及び流通に努める（水産加工業者及び水産流通業者）
- ・水産物の評価の向上に取り組む、事業を行うに当たっては、相互に連携するよう努める（漁業者、水産加工業者及び水産流通業者）

### 【県民等の役割】

- ・県が実施する施策に協力するとともに、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域の果たす役割に対する理解を深め、水質の保全及び森林整備を図るための活動に参加し、並びに県産水産物の利用の推進に努める（県民）
- ・活動又は事業を行うにあたっては、漁業に支障を及ぼさないように、及び水質に影響を及ぼさないように努める（遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業を営む者）

## 5 振興計画(第7条)

- ・水産振興に関する計画を策定し公表

## 6 基本的施策(第8条～第18条)

- 水産資源の維持増大  
漁業者と連携した水産資源の保存及び管理、水産動植物の種苗の生産及び放流、水産動植物の養殖に関する技術開発
- 水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造  
水質の保全及び森林の整備、野生生物等による水産資源に対する被害を防止するための措置、藻場の造成
- 漁業の基盤の整備  
漁港施設の整備、漁場の整備及び開発、水産動植物の増殖及び養殖の施設の整備
- 漁業の担い手の育成及び確保  
漁業技術の向上、漁業の魅力発信、漁業への就業希望者を円滑に受け入れることができる体制の整備
- 県産水産物の付加価値の向上  
水産物の処理及び加工技術の向上、水産物の保蔵及び加工施設の整備
- 効率的かつ安定的な漁業経営の育成  
漁船その他の施設の導入、事業の共同化、経営管理能力の向上
- 県産水産物の流通の体制の強化及び評価の向上  
流通の効率化及び高度化、衛生管理の高度化
- 県産水産物の率先利用等  
地産地消（県産水産物の県内消費）の取組、販売先の開拓
- 漁村及び内水面漁業地域の振興  
水産業と観光業等との連携、遊漁その他の余暇活動に関する情報提供、漁村及び内水面漁業地域に関する文化の継承
- 水産に関する調査及び技術の開発の推進  
大学、高等学校、民間その他試験研究機関との連携の強化
- 県民の理解の促進  
水産業並びに漁村及び内水面漁業地域の持つ、水産物を安定的に供給する機能及び多面にわたる機能の周知



## 7 推進体制等(第19条、第20条)

### 【推進体制の整備】

- 国、市町村、水産業者、県民その他関係機関との推進体制の整備

### 【財政上の措置】

- 施策を推進するために必要な財政上の措置